

受監年 25 第 10月 16日	代表監 査員 2/	監査委員 大田	事務局長 阿部	合議 高方	書記

発総第228号  
平成25年10月15日

琴浦町監査委員 松田道昭様  
同 大田友義様

琴浦町長山下一郎



#### 平成24年度決算審査意見書における指摘事項について

平成25年9月3日付け発監第20号で提出を受けました決算審査意見書にて指摘のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検討していますので通知いたします。

なお、対応方針の中でご確認したい点等ございましたら、ご連絡くださいますようお願いいたします。

担当 総務課行政・行革係 住吉  
内線 120

指摘事項	対応方針	担当部署
1. 新公会計制度の活用について	<p>新公会計制度については、現在、平成23年度決算数値を基に貸借対照表などの財務諸表を作成しています。</p> <p>この財務諸表を今後の行財政運営に活かすため、10月23日（水）に、監査委員、議員、管理職を対象とした勉強会を開催することとしております。</p> <p>財務諸表への理解を深めることで、新公会計制度で現れる資産状況や行政コスト、類似団体などとの財政比較を行い、今後の予算編成や財政健全化策の検討に活かしていくこととしております。</p> <p>また、町報やホームページを活用して町民にわかりやすく財政状況を伝えることに努めます。</p>	総務課 財政係
2. 土地改良に係わる債務負担行為について	<p>債務負担行為額の増額については、ご指摘のとおり、公共的な事業費以外の受益者負担を免除したことによる影響があります。</p> <p>受益者負担の免除については、サービスを高い方に合わせるという合併方針を前提として、その当時すでに農家の高齢化、離農が深刻化していく中で、多額の費用をかけた国営東伯地区農業水利事業（農業用ダムの建設）の効果をより多くの農地で發揮し、農業の省力化、近代化を進めるための推進策でもありました。</p> <p>このような経過から債務負担行為について廃止することはできないものと考えております。</p> <p>琴浦町としては、整備した農業基盤を有効に活用し、生産の効率化・規模拡大、生産者団体の育成、農産物の高品質化などを進め、農業振興に努めています。</p>	農林水産課 農村整備係

3. 業務委託費の積算基準の明確化及び受託者における「厚生年金法」などの法的遵守について	<p>当該委託事業については、業務仕様書・積算明細を示した設計書に基づき随意契約を行っていますが、来年度からは、より詳細な積算根拠を明確にし、委託契約を締結するよう改善していきます。</p> <p>また、当該事業所の社会保険・労働関係法令遵守については、法人事業所として当然遵守すべきものであり、指導・是正・勧告等は関係機関の専権事項ですが、町行政としては、事業委託機関として、改善すべき点は助言を行っていきます。</p> <p>なお、来年度に向けては、当該事業所に限らず、町行政の役務・業務を受託する事業所に対して、社会保険・労働関係法令遵守の徹底等を周知していきたいと考えております。</p> <p>つぎに、役員報酬等を見直し、財源を従業員給与アップに配分するなど「法定福利」の実行を行政施策として配慮し、指導すべきとの指摘に関しましては、一民間事業所の給与、報酬等に対し、配慮を求めるることはできても、是正・指導することは町行政の指導範囲を超えているものと考えます。</p> <p>また、現在のところ社会保険等の加入に基づく委託料の引き上げは考えておりません。</p>
--	---

町民生活課  
環境係